

京都大学における公益通報者の保護等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 } (1) } (2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(前 略) (申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 } (1) } (2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、<u>プロボストオフィス</u>及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）、事務本部の各部、<u>プロボストオフィス</u>及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。）の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における安全保障輸出管理に関する 規程 (平成22年達示第67号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、<u>プロボストオフィス</u>及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (略)</p> <p>2 } (後 略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、<u>プロボストオフィス</u>及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成29年10月1日から施行する。</p>